

【北海道】LPガス事業者さま限定

大切なお客さまを守る

家庭エネルギー自由化対策とは

セミナー & 個別相談会開催

参加費
無料!

LPガス事業者の皆様へ

家庭エネルギー競争激化の時代。簡易に導入できる **4** つの新サービス
でお客さまとの接点を強化し、流出防止を図るサービスをご案内します。

開催日時

2016年 **9/12 (月)**、**13 (火)**、**14 (水)**

時間 **14:00～15:30**

※3日間とも同様の内容となります。いずれか**1日**をご選択いただきご参加ください。
※受付開始は**13:30**となります。

会場

札幌駅前ビジネススペース
「カンファレンスルーム2B」

札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第二北海道通信ビル2階
(JR札幌駅西口より徒歩5分)

定員

各日**10社**さま限定

お席に限りがございます。お早めにお申し込みください。

お申込み締切

2016年 **9/2 (金)**

同封の申込用紙に必要事項をご記入の上、**FAX**にてお申し込みください。

エネルギー需要開発協同組合とは

2016年4月に電力小売、2017年4月には都市ガスが全面自由化となり、エネルギー間競争が一段と激化することが予測されています。

LPガス市場はその成立のときから完全自由市場であり、現時点で二万社近いLPガス事業者様が日々安定供給と消費者保安にご尽力をされています。

クリーンなガス体エネルギーとして、また、災害に強いオンサイト型の民生用エネルギーとして、日本全体の約半数の世帯を支えるという重要な役割を将来に亘って担い続けることがLPガスには求められております。

本組合は今後予想される大競争時代に向けて、LPガス事業者様が従来以上にLPガスのお客様との関係を強化するためのお手伝いすることを目的として、中小企業庁の認可を受けて本年4月に設立登記を致しました。

ご提供するサービスは、

- ① 需要家特典サービス
 - ② 滞留債権リスク解消サービス
 - ③ 社会貢献支援サービス
 - ④ 小売電気事業支援サービス
- の四つです。(裏面をご覧ください)



エネルギー需要開発協同組合
Energy Demand Side Service Development Cooperative

「せつない価格競争」×⇒「価値」の提供へ

需要家特典サービス

- 1、失業・入院等の非自発的事由により顧客のLPガス料金の未払いが発生した場合、組合員はその支払いを免除し、顧客に代わって当組合から組合員に40,000円を上限としてLPガス料金をお支払い致します。
- 2、LPガス顧客が被災者生活再建支援法第2条1号で、定義される地震災害（震度6強以上）やその他自然災害に被災された場合、一括40,000円の見舞金をLPガスの顧客にお支払い致します。

滞留債権リスク解消サービス

LPガス料金が、契約者死亡・無断退去・破産等で事故発生から6か月以上経過しても回収不可能と組合が判断した滞留債権の90%を組合が組合員にお支払するサービスです。
本サービスにより滞留債権の90%の回収が可能となることに加え、滞留債権回収用に供してきた経営資源を他の成長戦略等に有効活用することができます。

社会貢献支援サービス

65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%、軽度認知障害（MCI）の高齢者も合わせると、65歳以上の4人に1人が認知症とその“予備軍”と推定されており、厚生労働省では、財政負担を軽減するために認知症施策推進計画が策定されています。
認知症予防として「問いかけ活動」が効果的と言われていますが、本組合もLPガス小売ネットワークによりこの活動をさらに推進し、認知症の予防・発症を遅らせることで国の財政軽減および公共の福祉の増進に貢献します。

小売り電気事業支援サービス

電気小売自由化に伴い、電気とLPガスのセット販売等、電気小売事業展開を希望される組合員に対して、組合が小売電気事業者の斡旋を行い、小売電気事業者と組合員（小売ライセンス不要）が取次契約を締結、組合員がLPガスの顧客と小売電気供給契約が締結できるように、小売電気事業の立ちあげを全ての面において組合が全面的にサポート致します。

※上記以外にもセミナーに参加された事業者さまだけにご案内できるサービスがございます。奮ってご参加ください。